

島根県報

令和6年4月19日(金)

号外 第 4 9 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	4 L
—	717
	2K
—	

【告 示】

道路の区域の変更 (4件)

道路の供用開始(2件)

(道路維持課) 2

(") 6

告示

島根県告示第295号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

道路の 種 類		線名	道	路	0)	区	域	なかしっルー		
	路線		区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考
						メートル	メートル			
一般国道	491 F			工市美保関町森山	前	7. 96~ 25. 34	92. 45	松江県土整備	災害防除工事	
	401 /7	31号 1088番3地先から同 1089番1地先まで		後	7.96~ 42.61	92. 45	事務所	<u> </u>		

島根県告示第296号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

ſ	道路の 路線 種類		道	路	の	区	域	然地上っい上			
		路線名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考	
							メートル	メートル			
		黒沢安城浜	浜田市長見町地生から同系		前	8.40~ 36.80	290. 70	浜田県土整備	道路改良工事		
		田線	地先から同番9地先まで		後	14. 00∼ 42. 80	290. 70	事務所	拡幅		

島根県告示第297号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

島根県知事 丸 山 達 也

				道 路	0)		区	域														
道路の 種 類	路	線	名	区間		更前 の別	敷地の幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備考												
					<u> </u>	A	メートル 12.78~ 52.24	メートル 278.20		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。												
県 道	弥栄ター	旭イ 線	ン	浜田市金城町門田848番 18地先から同848番18地 先まで		В	22. 37~ 99. 26	218. 50		道路改良工事 拡幅												
					後	В	22. 37~ 56. 38	218. 50		ダブルウェイ解消 市道移管												
		IJ					前	A	10.61~ 36.07	379. 08		左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。										
"	IJ			浜田市金城町門田848番 10地先から同482番 2 地 先まで	:	В	20. 90~ 96. 58	265. 00	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅												
														В	20. 90~ 72. 67	265.00		ダブルウェイ解消 市道移管				
		"															前	A	9.05~ 61.61	329. 50		左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地
n	JJ		浜田市金城町小国868番 9地先から同867番12地 先まで	e	В	17. 66~ 114. 05	270. 00		の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消													
						後	В	13. 45~ 77. 33	270. 00		廃道											

島根県告示第298号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

N.	道路の 種類 路線名		道	路	の	区	域	然地上マルナ	+	
		区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考	
						メートル	メートル			
追	県 道	斐川一畑大	出雲市河下町 1245番 1 地先		前	8.11~ 8.50	21. 80	出雲県土整備	拡幅	
715		社線	先まで	M - 62 HI 노匹	後	8.11~ 41.56	21. 80	事務所	3 /△平田	

島根県告示第299号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
			メートル				
県 道	松江木次線	松江市東忌部町字辷石2863番1地先から同地先まで	33. 90	令和6年 4月19日	松江県土整備事務所		
"	斐川一畑大社 線	出雲市河下町字灘平1245番1地先から 同地先まで	21. 80	令和6年 4月19日	出雲県土整備 事務所		

島根県告示第300号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

道種	路の	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考	i.f.r
県	道	布部安来線	安来市島田町字中山117番1地先から同 116番1地先まで	メートル	令和6年 4月19日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所		